

藤原為家の北野社百首

—歌道家の危機における家意識と天神信仰—

福留瑞美

はじめに

一、為家北野社百首の成立事情

藤原為家の天神信仰を知ることができる資料の一つとして『為家七社百首』所収の「北野社百首」がある。そこで本稿では、

為家北野社百首の成立過程については『為家七社百首』の序文・端書に記されている。

この為家北野社百首をもとに、為家の天神信仰がどのようなものであったのか、北野天神をどう理解して堀河題の中でどのように描こうとしたのかという点を探ろうと考えている。

正嘉三年（一二五九）三月に後嵯峨上皇から二度目の勅撰集の下命を受けた為家は、むかし千載集成立後まもなく祖父俊成が「道を畏れ思ふにより」詠作した『俊成五社百首』の時と同じく、為家自身も「末の世にはいよいよ人の心ざしも身の誤り

以下の引用については、和歌は『新編国歌大観』DVD-ROM版に、歌学書は『日本歌学大系』に拠っており、平仮名や踊り字の部分に漢字を当てたり、濁点や句読点・かぎ括弧などを施したりしたところがある。

も方々畏るべき由なれば」ということにより奉納百首の詠作を思い立つ。そこで為家は「文応元年九月の末、日吉に籠もりて祝成賢宿禰に申し合はせ」て、『俊成五社百首』と同じように堀河題で春日・日吉・賀茂・住吉・伊勢の五社への奉納百首を

文応元年（一二六〇）九月末から十一月中旬にかけて詠作し終

えた。しかし「そののち又思へば、石清水・北野にも心ざしありて」ということで、新たに石清水百首と北野社百首も加えることにして年末から翌年正月十八日にかけて詠作し終え、『俊成五社百首』に倣って順次奉納し、最後に北野社百首を五月十六日法眼幸祐を介して奉納したという。

つまり、為家は祖父俊成と同じ桑門撰者となったことが契機となつて、自身を俊成と重ね合わせ、『俊成五社百首』と同じく「歌道の畏れ」を感じたために堀河題奉納百首（五社百首）を詠作し、また思うことがあつて石清水と北野社も追加することにして七社百首としたのである。したがつて、石清水百首と北野社百首は『俊成五社百首』には含まれておらず、前例のない為家独自の堀河題奉納百首ということになる。

さて、これらの堀河題奉納百首が詠まれた契機で、為家の感じたという「歌道の畏れ」とは何だったのか。おそらく歌道家の地位を脅かすような真観ら反御子左派の動きに対する畏れと考えられる。また、追加された石清水百首と北野社百首について、佐藤恒雄氏は「まさしく真観と將軍宗尊親王との結びつきが顕在化した直後であつたことは、そうした背景とこの作品の詠作との間に、単なる偶然とはいえぬ、緊密な関連があつたことを暗示している」（『藤原為家研究』笠間書院・二〇〇八年・

第二章第五節「七社百首考」と指摘する。

それでは、なぜ為家は石清水八幡宮と北野天満宮を追加の奉納先に選んだのか。石清水百首については、王城鎮護の八幡神が鎌倉將軍家・幕府（鶴岡八幡宮）とゆかりがあつたためと考えられる。一方、北野社百首については為家の父定家の天神信仰の影響が大きいのではないかと考えられるため、まずは定家の北野信仰を確認しておきたいと思う。

二、定家の天神信仰とその影響

『拾遺愚草』員外の堀河題百首序の追記回想部分に、

但件人望僅三四年歟、自文治・建久以来、称新儀非抛達磨歌、為天下貴賤被惡、已欲被棄置、及正治・建仁、蒙天満天神溟助、心聖主聖朝之勅愛、僅継家跡、猶携此道事、秘而不淺

とある。養和期の初学百首（一一八一年二十歳の作）や堀河題百首（一一八二年）を詠作した定家に対する好評価・人望は僅か三四年で、文治・建久期以降その新しい作風が達磨歌と批判されて棄て置かれる状況にあつたが、正治・建仁期頃になつて北野の天満天神の冥助を蒙つて、後鳥羽院の勅命に応じて僅か

に歌道家の跡を継ぐことになったと、定家は回想している。つまり、定家にとって北野天神は歌道家継承の転機に冥助を授けてくれた神という位置づけであった。

また、『明月記』においても、御子左家歴代が氏神として信仰していた日吉参詣の頻度には到底及ばないものの、定家の北野参詣の記事が何度か記載されており、先の追記にあるように確かに正治・建仁期あたりに集中している。石田吉貞氏が定家の北野信仰について「歌道の事に關してのみ」（藤原定家の研究）文雅堂書店・一九五七年）と指摘している通りではあるが、為家への影響を探る上で定家がどのように北野天神を信仰していたのかを見る必要がある。諸先学の指摘と重なるところもあるが具体的に確認しておきたいと思う。

そこで、まずは『明月記』から定家の北野信仰に関わる主な記載部分を、次の【表1】として示した。以下の日記本文は、冷泉家時雨亭叢書『翻刻明月記1~3』（朝日新聞社）に拠っている。

【表1】に示したように、まだ内昇殿・春宮昇殿・院昇殿も果たせていなかった正治二年八月に、定家は二度北野参詣を行っている。

【表1】明月記における定家の北野関連記事

年号	西暦	月日	北野関連記載部分（『明月記』抜粋）
正治二年	1201	8月1日	①一日、天晴、未終許出嵯峨、参御堂。礼仏之後、駒馬参北野。今日御興迎云々。雖頗晴、猶於閑所、廻廊東、適暇。出御之間奉礼、信心殊深。年来常相障不参、奉敬重之日奉拜也。殊以感悦、别有祈請申事。神興出御之後、漸退出、自馬場埒東、大宮南行、帰京、於大御門前日入了……
建仁元年	1201	8月13日	②十三日、天晴、未後雨如注、入夜雨止。未時参詣北野。自歌一卷（入箱）、預祝申僧、可奉納之由語付了。先日参詣、心中祈願已以満足。仍重所詠進也。凌雨昇降退出……
建仁二年	1202	7月29日	③『明月記』建仁元年7月28日、8月2日の記事なし
建仁三年	1203	3月29日	④……入夜密々相具文義、参北野通夜、開曉鐘之後帰宅。
		4月10日	⑤廿九日晦、天晴、早旦参詣北野（祈念申撰歌事）、奉幣、帰宅。
		8月1日	⑥……此四ヶ日北野旧木中毎酉時煙出、以人可被実檢ゆふされハ野にも山にもたつけふり歎よりこそ、もえまさりけれ
		8月1日	⑦一日、天晴、曉更御殿開奉拜了、帰京（往反山路、浜水滙。参北野即帰。未時参殿……
元久元年	1204	7月30日	⑧卅日、天晴、入後参北野、通夜。
元久二年	1205	1月22日	⑨廿二日、天晴、給料為俊来談、去年歳末菅輪林（為長朝臣）被瞻昇殿、為御侍読（文道面目、何事過之乎）。予問云、重服入参北野歟。答曰、過百日之後更不懼、氏人著重服入参詣、白川僧正御房贈給和歌。
建暦二年	1212	7月17日	⑩……自院給題二首、北野祈雨歌合云々。
		8月27日	⑪廿七日、自昨夕天陰、已後忽晴、男女共令参日吉、依老屈久不参之間、以兩人為替、午時許参座主御房、痔御痛之由伝聞、参也、召入良久清談、太以本意、臨昏退出。兩息又召参北野……

正治二年七月十五日、後鳥羽院歌壇の始動となる院百首（正治百首）の企画が上がるなか、六条藤家の季経・経家らが内大臣源通親と結託して、定家を院百首の作者に選出されないよう画策する。そのことを伝え知った定家は、宰相中将公経を通して院周辺の動向を探り、「只権門物狂也、可彈指」（七月二十六日条）と不満をあらわにしていた。そこで定家は八月一日に騎馬で北野へ参り、たまたま神輿迎えの厳重な神事のなか、閑所（廻廊東）にて奉幣・奉礼・詠進などを行った（表1①）。その後には父俊成が院女房宛の仮名状（正治二年俊成卿和字奏状）を献じたこともあって、後鳥羽院の知るところとなり、八月九日に定家は作者に追加されたことを知らされ、父俊成と定家の「二世之願望已滿」（八月九日条）として喜んでゐる。そして定家は御礼参りとして八月十三日に再び北野参詣を行い、箱に入れた詠歌一卷を僧に預けて奉納した（表1②）。その後、定家が詠進した正治初度百首は後鳥羽院の感心を得て、内昇殿・春宮昇殿・院昇殿を聴されて、やがて御子左家の歌壇制庄・勅撰集撰者への道にもつながっていくこととなる。合理的に考えれば、定家が院百首の作者に選出されたのは父俊成のロビー活動（仮名状など）のおかげであろうが、定家は堀河題百首序の追記で「天満天神の涙助」を蒙った出来事として回想しているの

である。

また、『拾遺愚草』下・雑・二八九九には北野社への奉納和歌が掲載されており、

ことわり思ひしことを北野に祈り申すとて

ちはやぶる神の北野に迹垂れて後さへかかると思はむ

そのことわり、しるしあらたになん侍りける

と左注にその祈願が成就されたことを示しているが、石田吉真氏は「正治百首の時の祈請の歌であらうか」（同上）と指摘する。当時の貴族官僚にとって、時の政権に認められ立身出世するためにも誹謗中傷は切実な問題であり、同じ境遇にあった菅原道真を祀る北野社は讒言・誹謗中傷から救済してくれる「至誠の神」として恰好の信仰対象であった。その上、「文道の神」でもある北野天神に和歌を奉納することは「歌徳」を授かる可能性もあり、例えば『顯輔集』三九にも、

知らぬ事を人の申せるによりて白河院の御畏まりなる頃、唐鏡の一尺ばかりなるを北野に奉るとて書付けし

身をつみて照らしをさめよます鏡たが偽りも曇りあらずな

その事の顛れにしこそ世の末ともなくあはれなりしか

と左注に祈願成就したことが示されており、窮地に立たされた

歌人たちはこぞって北野社へ自詠歌を奉納したと考えられる。先に挙げた定家の二度の北野参詣の場合においても、「自歌一卷（入箱）、預祝申僧、可奉納之由語付了。先日参詣、心中祈願已以満足、仍重所詠進也」（表1②）『明月記』正治二年八月十三日条）とあることから、いずれも和歌を奉納して祈願したことがわかる。

したがって、為家が北野社百首を新たに追加した動機もこのあたりにあるのではないかと考えられる。つまり、北野天神が父定家の歌道継承の窮地に冥助を授けてくれた神であったことと、文道の神で歌徳を授ける靈験あらたかな神であったことなどが、為家の百首歌奉納につながったのであろう。

さて、正治二年八月以後、祈願成就した定家はどのように北野社と関わっていったのか。そこでまず注目されるのは、定家は「北野八月一日参り」を五ヶ年続けていたのではないかとという点である。

建仁元年（一一〇一）七月二十七日に和歌所が設置され寄人となった翌七月二十八日〜八月二日の現存記事がないため定家の北野参詣を確認できないが（表1③）、建仁二年（一一〇二）七月二十九日条では家僕の文義を伴って北野で通夜し曉鐘の後

つまり八月一日になってから帰宅している（表1④）。建仁三年（一一〇三）七月二十九日夜に日吉社で宮廻および通夜していたにもかかわらず八月一日に北野参詣して即帰っており（表1⑦）、元久元年（一一〇四）七月三十日条では北野で通夜しているのが八月一日に帰宅したということになる（表1⑧）。つまり、八月一日に参社する場合は無理を押ししてでも参詣して即帰り、七月最終日に参社する場合は通夜を行って八月一日に退出するようにしているのである。

そして元久元年（一一〇四）十一月三十日に父俊成が亡くなり、翌元久二年（一一〇五）正月二十二日の為俊との談話で、昨年末に菅原為長が土御門天皇の侍読となった話を契機に、定家は重服の人が北野参詣しても構わないかどうかを確認している（表1⑨）。また、父俊成の服喪期間にあるために、その間の神事だけではなく、神祇部・神歌（菅原道真詠も含むか）の切継作業に関わることも避けている（元久二年二月二十二日条）。そして同年三月二十六日に竟宴が行われた後も切継作業が五年程続くことになるが、『明月記』には元久二年（一一〇五）・建永元年（一一〇六）・建永二年（一一〇七）の八月一日の記事は存在するものの、定家は北野参社を行っていない。

以上により、定家は正治二年八月一日の最初の北野参詣から

例年の如く「北野八月一日参り」を元元元年にかけて五年間行っていたと考えられるのである。父俊成の服喪期間で神事を避けたため「北野八月一日参り」も終えたのか、または正治二年八月当初から五ヶ年の誓願であったのか不明であるが、願いが叶えられた正治二年八月一日の初参詣の後しばらくは恒例の参詣行事となっていた。そしてこの一連の「北野八月一日参り」は、正治二年八月一日の当初からの歌道継承・歌道家の安泰に関わる祈願であったことは間違いないであろう。

次に注目されるのは、「北野八月一日参り」とは別に行った建仁三年（一一〇三）三月二十九日の北野参詣である（表1⑤）。この時の動機については、「祈念申撰歌事」と記されているため明白であるが、恒例の「北野八月一日参り」とは別の祈願であることを示しているのではないだろうか。そして、この時期に撰歌祈念を行った理由は、同年三月七日に源家長から、撰歌を後鳥羽院の熊野詣での間に清書して還御の最前に進めるようにとの知らせがあったためである。その後、同年四月十日（表1⑥）には北野社の旧木で四日続けて夕刻（西時）に出煙が起きたということを伝え聞いた定家は、「夕されば野にも山にも立つけぶり歎よりこそ燃え増さりけれ」という菅原道真の詠歌（出典不明。『大鏡』所収）をもとに「定めて是れ吉事に非ずか」

と案ずるが、同年四月二十日に撰歌を提出している。

この定家の撰歌に対する評価は、新古今集の撰者名注記から多少窺い知ることができる。そこで『新編国歌大観』の新古今集解題に掲載されている撰者名注記を参考にとすると、撰者別の注記数（全1978首。虫損など不明3箇所は省く）は源通具281、有家550、定家850、家隆851、雅経775、注記ナシ255箇所である。後鳥羽院の叡慮の和歌賞で有家（六条藤家）が大蔵卿となったことに對する定家の悲嘆は甚だしいものであったが（『明月記』建仁二年七月二十四日条）、その有家よりも一・五倍以上多く撰歌があり、質・量ともに認められ撰歌において活躍したと考えられる。そのため定家は堀河題百首序の追記で、正治期（院百首の詠作）とともに建仁期（勅撰集の撰歌）も「天満天神の涙助」として回想しているのである。

以上示したように、定家は北野天神のおかげで、六条藤家（季経・経家ら）の策略から救われ、正治百首以降の作歌活動・勅撰集の撰歌作業へと後鳥羽院歌壇における歌道家の地位を確固たるものとする事ができたことと捉えている。こうした定家の天神信仰のありようは、勅撰集の撰歌作業のさなか真観ら反御子左派の動きを受けて息子為家にも継承された。つまり父定家と同じく歌道家の地位・歌道継承の危機という時に、為家は北野

社百首の奉納を決断したのである。このような背景は、為家北野社百首の和歌表現に反映されることとなる。

三、為家北野社百首の和歌表現

それでは、為家は北野社をどのように信仰していたのか、その天神信仰が和歌表現にどのような影響を与えているのか、北野社・天神菅原道真をどのように解しているのか等々、為家の北野社百首を通して具体的に見ていきたいと思う。先にも触れたが、為家の北野社百首は、先例となる『俊成五社百首』には北野社が含まれていないため、先例のない為家独自の堀河題奉納百首である。

1、北野に関連する場所表現

堀河題は四季70首・恋10首・雑20首の構成からなる百題百首である。例えば御子左家歴代の氏神である日吉社において、俊成日吉社百首では22首、為家日吉社百首では60首で日吉社の神域や周辺地域が想定され詠まれており、『俊成五社百首』と比べて『為家七社百首』は奉納先および周辺の場所表現を多く詠み入れて奉納先の四季の変化など奉納先の姿を堀河題で描こう

とする傾向にある。しかし、為家北野社百首の場合は、次の【表2】に示したように奉納先である北野社に関連する場所（神域・周辺地域）が想定され詠まれている和歌は25首程度しかなく、『為家七社百首』（北野社以外の六社は50～60首前後程度）の中でかなり少ないと言わざるを得ない。これは、場所表現以外にも北野社への奉納和歌であることがわかるような北野天神を表現する手段が多くあつたからと考えられる。

【表2】為家北野社百首における場所表現（延べ数） 「」は堀河題

	神域		(北野の) 神 〔菅・野〕
	(北野の) 社 〔菅・野〕	(北野の) 社 〔菅・野〕	
北野周辺地域	神垣・玉垣・標繩 〔菅・野〕	2首〔郭公〕・〔紅葉〕	9首〔蚊遣火〕・〔霧〕・〔月〕・〔霜〕・〔寒廬〕・〔千鳥〕・〔竹〕・〔菅〕・〔野〕
その他	(北野・一夜) 松 〔菅・野〕	3首〔梅〕・〔五月雨〕・〔速穂〕	〔菅〕
		6首〔立春〕・〔子日〕・〔桜〕・〔立秋〕・〔紅葉〕・〔松〕	
		6首 北野の野辺 (右近馬場) 〔春胸〕・都の北の野辺 〔雪〕・九重の御垣原 〔霞〕・船岡 〔子日〕・御輿 岡 〔若菜〕・麿狩	
		都 〔旅山家〕・梶井戸 〔款冬〕・小野 〔卯花〕・宇治 〔網代〕・水空山 〔氷室〕・三笠山 〔駒迎〕・飛鳥川 〔河〕・難波 〔粟蘆橋〕・和歌浦 〔春雨〕・鶴・越路 〔扇雁〕・阿波手柱 〔不達恋〕・東の野辺 〔早蕨〕・足柄関 〔関]	

2、北野に関する当時の共通認識

為家北野社百首および成立年の近い次のa b（『為家七社百首』成立前後の作品）から、北野社・天神に関する当時の歴史観を見てみると、

a 慈円『愚管抄』卷三「……間近クコノ大内ノ北ノ野ニ一夜松ヲヒデテ渡ラセ玉ヒテ、行幸ナル神トナラセ玉ヒテ、人ノ無実ヲタダサセヲハシマス……」

b 『続古今和歌集』仮名序「……全ては勅撰も度重なり、詠める輩も数知らざる中に、菅丞相は延喜よりはじめて雲の上の撰びにそなはり、天曆より新たに都の北の迹を垂れしかば、松の陰をわけてみゆき重なり、野辺の草を凌ぎて手向けを結びつつ、朝夕に仰ぎ尊び奉るあまり、代代の集に記されたる跡をこのたび改め留むるならし。時に文永二年十二月廿六日なむこの集を記し終はりぬる。……」

とあり、当時の北野天神に関する共通認識として、北野に一夜にして数十（数千）もの松を生やして鎮座した神（一夜松伝説）、最初の古今集から代々の勅撰集で和歌が撰ばれた和歌文道の神、冤罪を晴らす正道至誠の神、行幸重なる国家鎮護の神という点を見出すことができる。

そこで、これらの共通認識に相当する為家北野社百首の具体

的な表現を見ていきたいと思う。まず、一夜松伝説を踏まえた表現として、以下の和歌がある。

① 浅緑松も一夜のひとしほにまづたちかはる春ぞ知らるる

〔立春〕

② 船岡の子の日の跡はそれながら北野の松にひく心かな〔子

日〕

③ けさ見れば北野の松の木の間より一夜のほどに花咲きに

けり〔桜〕

④ 今朝やまたいつしか秋になりぬらん一夜にかはる松風の

声〔立秋〕

⑤ 松ならぬよその紅葉も一夜にぞ北野の杜は色づきにける

〔紅葉〕

⑥ 頼むかな今も北野の一夜松昔の跡に色もかはらず〔松〕

このように一夜松を単に詠み入れただけではなく、①では「一夜のひとしほに」と同音反復表現に利用したり、⑤では「一夜林霜葉尽紅」（和漢朗詠集・霜368・温庭筠）を踏まえたりするなど、堀河題に合わせて季節・桜・風音・紅葉が一夜に変化したと趣向を変えて詠んでいる。

3、菅原道真詠の摂取

『為家七社百首』には菅原道真詠を摂取したと思われる和歌が十首ほど確認できる。例えば、為家住吉社百首の菊題「ゆふしでか浪があらぬか住の江の松の下なる白菊の花」には、「秋風の吹き上げにたてる白菊は花があらぬか浪のよするか」（古今集・秋下272・菅原朝臣、寛平御時菊合8菅丞相）という活躍期の和歌が摂取されているものもあるが、当該の為家北野社百首においては、

⑦咲きやらぬ花の香遅き春風になほ誘はるる鶯の声〔鶯〕

〔谷ふかみ春の光の遅ければ雪につつめる鶯の声〕

（新古今集・雑上141・菅贈太政大臣）

⑧神垣に春を忘れぬ梅の花たれなほざりの色香とかせん〔梅〕

〔東風吹かば匂ひおこせよ梅の花主なしとて春を忘るな〕

（拾遺集・雑春1006・贈太政大臣）

⑨道の辺の柳の糸のくりかへしあはれ昔の春をこひつつ〔柳〕

〔道の辺の朽ち木の柳春来ればあはれ昔と偲ばれぞする〕

（新古今集・雑上1449・菅贈太政大臣）

⑩天の川道も宿りも秋ごとにかはらじものを星合の空〔七夕〕

〔天つ星道も宿りも有りながら空にうきても思ほゆるかな〕

（拾遺集・雑上479・贈太政大臣）

⑪わび人の袖は涙といひおきて草葉にまざる秋の白露〔露〕

〔草葉には玉と見えつつわび人の袖の涙の秋の白露〕

（新古今集・秋下461・菅贈太政大臣）

⑫よそに立つ野山の煙見てもまづげに悲しきは思ひなりけり〔思〕

〔夕されば野にも山にも立つ煙歎きよりこそ燃え増さりけれ〕（大鏡など）

⑬あし引の山は一つの道をだにこなたかなとなす人の憂

さ〔山〕

〔あし引のこなたかなたに道はあれど都へいざといふ人ぞなき〕（新古今集・雑下1690・菅贈太政大臣）

と左遷時に詠まれた沈淪の和歌を中心に摂取されており、道真詠に同調した内容の和歌となっている。また、⑦の和歌では道真詠だけではなく、「鶯声誘引来花下」（和漢朗詠集・鶯67・白居易）を踏まえた和歌「花の香を風の頼りにたくへてぞ鶯誘ふしるべにはやる」（古今集・春上13・紀友則、寛平御時后宮歌合一）の表現も組み合わせられて摂取していると考えられる。

4、道真周辺の和歌摂取

家の教え通り三代集を尊重する為家は、『為家七社百首』で

も特に古今集歌を撰取することが多い。中でも為家北野社百首の秋部前半（女郎花・初雁題）は『古今集』巻第四秋上を見ながら詠作したのではないかと思わせる箇所である。

⑭ なびきなばたが名か立たん女郎花千草に移る秋の野風に

〔女郎花〕

朱雀院の女郎花合に詠みて奉りける 左大臣

女郎花秋の野風にうちなびき心一つを誰に寄すらむ

（古今集・秋上230）

⑮ くらべばや草の袂の花薄いはで露けき苔の衣を〔薄〕

寛平御時後の宮の歌合の歌 在原棟梁

秋の野の草の袂か花薄穂に出でて招く袖と見ゆらむ

（古今集・秋上243）

⑯ 誰か来て野辺に脱ぎけん露かけて形見ににほふ藤袴かな

〔藤袴〕

是貞の親王の家の歌合によめる 敏行朝臣

何人か来て脱ぎかけし藤袴来る秋ごとに野辺をにほはす

（古今集・秋上239）

藤袴を詠みて人に遣はしける 貫之

やどりせし人の形見か藤袴忘れがたき香ににほひつつ

（古今集・秋上240）

⑰ かけて飛ぶたが玉章と知らすらん雁の翼の雲のうはがき

〔初雁〕

是貞の親王の家の歌合の歌 友則

秋風に初雁がねぞきこゆなるたが玉章をかけてきつらむ

（古今集・秋上207）

このように堀河題の女郎花・薄・刈萱・藤袴・萩・初雁の連続する六首のうち四首が古今集秋上の和歌から撰取されている。⑰の和歌では同じ蘇武の故事を踏まえた和歌「北へ行く雁の翼に言づてよ雲のうはがきかき絶えずして」（新古今集・離別・809・紫式部）の表現も組み合わせさせて撰取しているが、⑯の和歌では古今集239と240の連続した和歌の表現を組み合わせさせて取り入れていると思われる、この秋部前半あたりは古今集秋上を見ながら堀河題に合う和歌を選んだものと考えられる。そして、これらの古今集歌は朱雀院女郎花合（亭子院女郎花合）・寛平御時后宮歌合・是貞親王家歌合という道真同時代の宇多院関連行事の和歌であり、このうち⑭の撰取和歌（古今集239）は勅物に「本院」と記されるように藤原時平の和歌である。この時平の詠歌は、為家日吉社百首の女郎花題「秋風に心な寄せそ女郎花なびく」と人のよそにもぞ見る」にも取られており、宇多院関連（亭子院女郎花合）のハレの和歌として、為家の時代には北野に対

する禁忌とされなかつたと見える。『古今集』仮名序にあるように「目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ」る和歌だからこそ問題にすることではないということであろうか。

5、至誠の神と家意識

北野天神を「正道・至誠の神」と意識した表現として、以下の和歌がある。

⑱ いにしへの今日の五月の菖蒲草あやなき跡と誰しのぶら

ん「菖蒲」

⑲ 頼もしな玉と欺く蓮葉の露をまことのことわりと見ば「蓮

⑳ 氷とはたが偽りぞ氷室山思ひとくには水となりつつ「氷室」

㉑ むすばでや泉の水をくらすまし夏を忘るる偽りも憂し「泉」

㉒ 聞きおきし物思ふ宿の秋萩はことわりなりや露の深さも

「萩」

㉓ ことわりのあとをば神もとほさん道妨げの秋の夕霧「霧

㉔ 秋の月見るたびごとに思ふかなくもる心は神も請けしを

「月」

㉕ とどまらぬならひぞ秋と慰みて惜しまじさらばことわり

もなし「九月尽」

㉖ 難波潟霜の枯れ葉のよしあしも世々を重ねて神はしるら

ん「寒蘆」

⑲ あやまたぬ心の内を頼むかな今も北野の神は知るらん「野

⑳ 憂しつらし難波堀江のよしあしよ我が世渡りの橋となり

なば「橋」

㉑ ぬるが内に夢と見しこそはかなければ何かまこと現なる

べき「夢」

㉒ 思ふ事ひきたがふなよ御標繩のちの世かけて人を助けば

「述懐」

以上の波線部「あやなき」「欺く」「まこと」「ことわり」「偽り」

「よしあし」「あやまたぬ」「たがふ」など道理・虚実・善悪と

いう理非曲直に関する表現の多用は、「道を正す至誠の神」と

いう認識があるからこそその言葉選びであったと考えられる。そ

して、これらの祈念や憂慮の和歌表現は、やはり反御子左派の

動きに対する危惧によるものである。次の和歌は、いっそう

歌道家や反御子左派を意識したと思われる表現となっている。

㉓ 和歌の浦や曇るに似たる春雨は我が身一つにふる心地し

て「春雨」

㉔ かひなしや教へし道の呼子鳥まことの子をば棄つるなら

ひは「呼子鳥」

㉕ ひきひきの苗代水のならひにもとの跡をば忘れやはす

る「苗代」

③4にひばりの道の横田をひき捨てて世々のふる跡の早苗と
らなむ「早苗」

③5ことわりの跡をば神もとほさん道妨げの秋の夕霧「霧」

③6浜千鳥跡ある方はさりととも頼むを神もあはれとは見よ

「千鳥」

③7本末の神みてぐらとりどりにこれも一つになるとこそ聞
け「神楽」

③8神はよも請けじな竹の言の葉も重なる世々の跡を守らば

「竹」

③9あしたづも跡はありとも和歌の浦に撰ぶ藻屑の代々を育
め「鶴」

④0苔衣同じ袂に世々かけて重なる跡に神は道びけ「苔」

④1あし引の山は一つの道をだにこなたかなたとなす人の憂

さ「山」

④2飛鳥川流れをくみてみなもとを忘るる人の淵瀬あらはせ

「河」

④3老の後さらにや越えむ足柄の関ははるけき道と見しかど

「関」

④4身一つに又かきつもる言の葉もありしに今の及びやはす

る「懐田」

これらの「和歌浦」「言の葉」「道」「跡」「流れ」は歌道を象
徴した表現であり、自身の御子左家を「③③もとの跡」「③4世々
ふる跡」「③5ことわりの跡」「③6跡ある方」「③8言の葉も重なる世々
の跡」「③9和歌の浦に撰ぶ藻屑の代々」「④0世々かけて重なる跡」
「④1一つの道」「④2みなもと」「④4身一つに又かきつもる言の葉」
と表して、俊成・定家・為家と撰者を輩出してきた歌道家の正
統を示しているのに対して、本流の御子左家から分派した新興
勢力の反御子左派を「③3ひきひきの苗代水」「③4横田」「③5道の
妨げの秋の夕霧」「④1こなたかなたとなす人」「④2みなもとを忘
るる人」と表して批判している。

以上①⑧～④4の和歌から、「道を正す至誠の神」「歌道文道の神」
である北野天神に対する為家の祈願として、御子左家の正統性
と歌道統一に関する祈願、および歌道の鎌倉進出④③と撰者輩出
の歌道家継承④②という御子左家の繁栄に関する祈願が込められ
ていることが見て取れるのである。

6、北野に関する「家の説」

次に「行幸重なる国家守護の神」を意識したものとして、以
下の和歌がある。

④5 うつりゆくなほ世のためを思ふかなけふ長月の菊につけても「菊」

④6 国をまもり君をたすけしちかひもて万世までもなほぞさ

かへん「祝」

④7 御輿岡あたりの雪や消えぬらん古き跡とて若菜つむなり

「若菜」

④8 いく世にか北野の原の御輿岡とだちの跡もふり増さるら

ん「鷹狩」

この④5④6の和歌では国家鎮護の天神に撰集下命者となりうる天皇・上皇の繁栄・安寧を祈念し、④7④8の和歌では北野が古くから「行幸が重なる地」として天皇・上皇との結びつきが強く連綿と続いていることを表現している。例えば、

桓武朝「遊獵於北野」(『日本後紀』延暦十五年十一月二日

条など)

光孝朝(『三代実録』仁和二年十二月二十五日)

宇多朝(『日本紀略』寛平七年三月五日、寛平八年閏正月

六日)

醍醐朝(『日本紀略』延喜十七年閏十月十七日、延喜十八

年十月十九日、延喜二十一年十二月九日、延長四

年十一月六日)

など、北野社が鎮座する以前から北野では遊宴や遊獵が行われており、桓武朝以降の歴代王朝で繰り返し北野行幸が行われていた。そのうちの宇多天皇の寛平八年(八九六)閏正月六日の北野行幸については、

有子日宴。行幸北野雲林院。其扈從者、皇太子及一品式部

卿本康親王、上野太守四品良純親王、四品貞數親王、大納

言正三位源朝臣能有、中納言從三位藤原時平、中納言源光、

中納言菅原道真、參議從三位藤原高藤、從三位藤原有美、

算本源真、參議正四位下源貞恒、參議源希。(『扶桑略記』

寛平八年閏正月六日条)

とあり、子日宴が行われて菅原道真も参加していた。『菅家文章』

卷七所収「寛平八年閏正月雲林院子日行幸記」によれば、宇多

天皇・時平・道真・紀長谷雄らが漢詩を詠んでいる。

また、醍醐天皇の北野行幸には時平の弟の藤原仲平が参加し

ており、『後撰集』雜二・1122に、

(延喜御時) 枇杷左大臣

御輿岡幾十の世々に年を経て今日の御行を待ちて見つらん

とあり、和歌を詠んでいたことが知られる。そして、この『後

撰集』の「御輿岡」という地名は清輔『奥義抄』の時代には所

在不明になっていたようである。

此歌の詞には「延喜御時北野の行幸にみこしをかきて」とあり。歌には「みこしをか」とあり。是は所の名也。北野の方にあるにや。或人云、「近衛をはみこしをさと云ふなり。枇杷大臣、近衛司の時詠み給へる歌なり。みこしをさと詠むべし」とも申すめり。但、番長の中にこそみこしをさといふものは侍れ。又かの大官その時若き人にぞおはしけむ、「いくそのよよに年を経て」とあるも心得ず、なほ所の名にてあるべきにこそ。

と註釈が施される表現になっていた。この説に対して定家『僻案抄』では、

北野に「みこしをか」といふ岡あり。延喜十七年閏十月十七日、行幸北野于時枇杷大臣中納言春宮大夫左兵衛督。又字誤に「みこしをかにて」を「みこしをかきて」と書きたる本に不審をなす。そのこととなき事也。この頃の幼き物、神社行幸に聞きならひて北野大原野を神社の故と思ふは僻事也。昔は鷹狩御覽ぜむため野行幸ある也。延喜御時北野にも大原野にも行幸あり。

と、「みこしをか」は岡の名であつて、「みこしをかきて」の本文を有する清輔（六条藤家）の本に不審を示し、北野へは鷹狩鑑賞のための野の行幸とする。それに対して顕昭『袖中抄』（卷

十六・みこしをか）では、

顕昭云、みこしをかとは、ときは林の西にあり。嵯峨野御幸の時、御興かきすゑ奉る所なり。さて「幾そのよよに年を経て」とは詠めるなり。輿義抄云：（略）…今案に、後撰詞は「みこしをかにて」とあるべきを「みこしをかきて」と書きなしたるなり。にの字をきと書けるなり。又考三帝皇系図云、延喜十七年閏十月十九日行幸北野、十八年十月十九日行幸北野、廿一年十二月九日行幸北野、延長四年十一月六日行幸北野、十月十九日主上与法皇行幸大井云々。上件北野行幸者紫野也。大井行幸之次には嵯峨野行幸のあるなり。嵯峨野をは葛野とて紫野に続ける所なり。北野行幸は、多は十月已後賞紅葉也。然者御こしをか不可有北野方也。枇杷大臣みこしをかきてみこしをさと不可詠。即岡也。

とあり、「みこしをかきて」の本文を誤記とし、醍醐朝の複数の北野行幸の考証から多くは紅葉鑑賞のための行幸とする。

以上の六条藤家の説について為家も知っていたと思われる、先の為家の和歌④⑧に「北野の原の御興岡とだちの跡」とあるので、為家は敢えて北野社百首の鷹狩題に『僻案抄』の鷹狩説つまり「家の説」を踏まえた和歌表現を詠み入れたことがわかる。

7、御子左家歴代の和歌撰取

『為家七社百首』には俊成詠や定家詠の表現を踏まえた和歌が多く存在するが、その中に御子左家歴代の和歌表現を利用することで為家自身の歌道家の正統性を奉納先へ主張していると思われる和歌が存在する。北野社百首では次の二首がそれに当たる。

④⁹神も、見よ賤が蚊遣火ふすべつつ防くにつけて厭はるる世は「霜」は「蚊遣火」

⑤⁰知るや神野辺の道芝世をへつつ跡なき霜をけちかぬる身は「霜」

この④⁹の和歌では、「あはれさを人見よ」とも立てざらん煙寂しき賤が蚊遣火（俊成五社百首・賀茂社・蚊遣火）という和歌が踏まえられており、「賤が蚊遣火」という表現が「俊成の歌道の教え」の象徴として詠み入れられている。つまり、俊成から歌道の教え（賤が蚊遣火）を受け継いできているのに、反御子左派に遮られて「家の教え」が嫌われ避けられているという哀れな境遇なのだと訴えているものと考えられる。真観が御子左家の説に異を唱えている例として、『源承和歌口伝』（十、訓説の思ひ思ひなる事）に、柿本人麻呂が出仕した時代について定家の文武説に対して真観は清輔の聖武説に従っているとい

う批判が記されている。この和歌は、こういつた背景を詠んだものと考えられる。⑤⁰の和歌では、「頼めこし野辺の道芝夏深しいづくなるらんもずの草ぐき」（千載集・恋三・795・俊成）という俊成自讃歌の一節「野辺の道芝」を利用することで「俊成から伝えられた歌道」を譬えており、「憂きよりは住みよかりけりとばかりよ跡なき霜に杉立てる庭」（拾遺愚草101、定家卿百番自歌合188）の一節「跡なき霜」を利用することで「定家から伝えられた家の跡」であることを示して、御子左家という由緒ある歌道家を消されないように努力している存在（直系である為家自身）を御存じかと神に訴えているのである。

おわりに

北野天神は冤罪を晴らす神、文道の神として信仰を集めており、定家は歌道家の危機に際して北野天神の溟助を得て以来、繰り返し同じ日に北野参社を行い、撰歌祈念も行うことで撰者として成功を収め、歌道家の地位を確固たるものとしていった。当時は幼かった為家も、定家の傍らでの見聞や書き残された文献などを通して知ったに違いない。

また、北野天神は託宣を下す神としても知られ、定家の撰歌

祈願の頃に四日連続北野社の旧木で酉時に出煙したこと（明月記・建仁三年四月十日条）や、為家の北野社百首成立の四年前の建長八年（一二五六）正月二十一日に御正体が落ちて光を放ったこと（『続古今和歌集』明治書院・二〇一九年の仮名序の注釈に記載の不知記）、「造るとも又も焼けなむ菅原や棟の板間の合はぬ限りは」の説話（袋草紙・大鏡）など、定家や為家も霊験あらたかな天神として畏怖や崇敬の念を以て信仰していたと考えられる。

そして、真観ら反御子左派の動きが活発になるなか二度目の撰歌作業を行うこととなった為家は、歌道の畏れ・危機感を覚えて、『俊成五社百首』に倣って自身も堀河題奉納百首を詠作するに当たり、五社だけでは飽き足らず、石清水社・北野社百首も追加することにした。この為家北野社百首は、父定家の大願成就という身近に起こった霊験を期待して詠まれたと考えられる。

こうした背景が為家北野百首の和歌表現にも反映され、為家は堀河題と組み合わせながら北野天神を表していた。その方法として、北野社周辺の情景や神事を描いたり、伝説を踏まえて表現したり、道真詠に同調して自身の苦境を訴えたり、理非に關する表現で反御子左派の不当性を示したり、北野に関する家

の説および俊成詠・定家詠の一節を詠み入れることで御子左家の正統を神へ訴えたりして、為家は様々な北野社への奉納百首を詠作していたのである。

〈追記〉

本稿は、「堀河題で奉納百首を詠むということ―藤原為家の北野奉納百首の場合―」（和歌文学会関西例会・二〇一九年七月六日於相愛大学）および「定家周辺の天神信仰―後代への影響―」（関西大学東西学術研究所研究例会・二〇一九年九月一四日）で口頭発表した内容の一部を合わせて加筆修正したものである。口頭発表の際、助言を下された諸先生方に厚く感謝申し上げます。

（ふくどめ たまみ／本学非常勤研究員）